



KAWASAKI CITY

お 知 ら せ

平成 1 5 年 8 月 2 6 日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号）第 3 5 条に基づき、「使用済みペットボトル再資源化施設」に係る事後調査報告書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	使用済みペットボトル再資源化施設
指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第 3 種行為） 廃棄物処理施設の新設（第 2 種行為）
事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 J F E スチール株式会社 代表取締役社長 数土 文夫 ・神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1 号 J F E 環境株式会社 代表取締役社長 福武 諄 <p>問い合わせ等窓口 J F E 環境株式会社 京浜事業本部ペットボトル事業部 川崎市川崎区水江町 5 - 1 0 4 4 - 2 8 7 - 1 3 6 1</p>
事後調査の業務受託者	神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目 3 番 1 9 号 八千代エンジニアリング株式会社 横浜支店 取締役支店長 宗 澤 勝 郎
指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区水江町 5 番 面積：1 2 , 5 2 0 m ²
指定開発行為の目的及び内容	一般廃棄物処理施設（使用済みペットボトル再資源化施設）の新設 処理能力：4 8 t / 日
環境影響評価の手續経過	平成 1 3 年 2 月 2 1 日：条例準備書公告・縦覧開始 6 月 2 6 日：条例審査書公告 8 月 2 日：条例評価書公告・縦覧開始
施行期間	着工：平成 1 3 年 9 月 供用開始：平成 1 4 年 4 月
事後調査報告書の縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
縦覧期間及び時間	期間：平成 1 5 年 8 月 2 6 日（火）から平成 1 5 年 9 月 2 4 日（水）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
意見書の提出	<p>縦覧の事後調査報告書に記載された内容が、条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なる場合、環境の保全の見地からの御意見がある方は、意見書を提出することができます。</p> <p>提出期限：平成 1 5 年 9 月 2 4 日（水）まで（郵送の場合は、9 月 2 4 日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意</p> <p>意見書の提出があった場合、市は必要に応じて実態調査を行うか、又は事後調査実施者に対して資料の提出等を求めることができます。</p>
問い合わせ先 意見書提出先	川崎市環境局環境評価室 〒 2 1 0 - 8 5 7 7 川崎市川崎区宮本町 1 番地 （電話 0 4 4（2 0 0）2 1 5 6）